

労働安全衛生規則の改正に伴う伐木等特別教育の補講 受講報告

技術センター 塩路 恒生

1. はじめに（目的等）

配属先の業務において、チェーンソーを扱って伐木業務を行っているが、この度、チェーンソーを使用する際の安全強化のため「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が交付されました。労働安全衛生規則第36条第8号修了者については、補講を受けないと2020年8月以降、チェーンソーを使用する業務に就くことが困難となるため、今回の講習を受講した。

2. 期間・場所

期間：令和2年7月15日（水）

場所：広島YMCA国際文化センター（広島市中区八丁堀7-11）

3. 参加者等

労働安全衛生規則第36条第8号修了者 約40名

4. 研修内容

学科教育

- ・伐木等作業に関する知識（造材の方法、下肢の切断防止用保護衣等の着用） 1時間
- ・関係法令（法令及び新安衛則中の関係条例） 1時間

実技教育

- ・伐木等の方法（下肢の切断防止用保護具等の着用） 1時間

主催：林業・木材製造業労働災害防止協会 広島支部

5. まとめと感想

林業にかかわる労働者の災害は、昔から非常に発生率が高く、チェーンソー作業中の災害も多く発生している。その中でも、被災の殆どは身体の全面であり、太腿から足首にかけての被災が約7割である。今回の補講では、下肢の切断防止保護具について説明が詳しくあり、実際に各自が着用をして作業時の安全対策について確認を行った。

私自身は、業務でチェーンソーを使用することがあるが、それほど長時間ではない。しかしながら、短時間だからといって安全を怠るのではなく、しっかりと安全対策をして業務を行わなければならない。保護具の購入についても早急に対応していく予定である。また、複数の人と同時に作業を行う際には、周囲における注意を怠らないよう、これまで以上に意識を高く持って取り組みたい。今回の講習を受講し、私自身の安全だけでなく、同じ作業員にも同様に安全に対する配慮を徹底して今後の作業を行うことが大切であると再認識をした。